

## 富里市公共交通確保維持支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公共交通機関の運転手確保及び運転手の就労継続を支援し、市民の日常生活に必要な公共交通の維持を図るため、市は予算の範囲内において公共交通確保維持支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通事業者 バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。）、タクシー事業者（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を行う者をいう。）及び市からデマンド交通（予約制で運行する乗合タクシーをいう。）の運行を受託している事業者をいう。
- (2) 移住 県外の市区町村から富里市に転入を届け出ることをいう。ただし、職務上の転勤、出向及びこれらに類する転入を除く。
- (3) 定住 転出することなく将来にわたって富里市内に5年以上生活の拠点を置くことをいう。

### (交付対象者要件等)

第3条 支援金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第6条の規定により支援金の交付を申請した日において55歳未満であって、移住をする直前において1年以上県外に在住していたこと。
- (2) 次に掲げる移住先に関する要件のいずれにも該当すること。
  - ア 第6条の規定による申請をした日の属する年度の前年度の11月1日からその翌年の10月31日までの間に転入していること。
  - イ 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及びその世帯の構成員（以下これらを「申請者等」という。）のいずれもが、交付申請日において、移住後3か月以上であること。
  - ウ 交付申請日において、定住をする意思を有していること。
- (3) 次に掲げる移住者に関する要件のいずれにも該当すること。
  - ア 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格

を有すること。

イ 申請者及び申請者の移住元において属していた世帯の世帯員の全員が、交付申請日において、申請者等となっていること。ただし、申請者が移住元において単身世帯であった場合を除く。

(4) 第5条に規定する指定公共交通事業者に交付申請日の属する年度の4月1日以降に、運転手として新規に就職し、継続して5年以上勤務する意思を有していること。

(5) 次に掲げる就職に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就職でないこと。

イ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就職であること。

(6) 申請者等のいずれもが、富里市及び移住元の市区町村において、市区町村民税を滞納していないこと。

(7) 移住元での就業先と移住先での就業先が同族企業やグループ会社でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(暴力団密接関係者)

第4条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、前条第2項第2号又は第3号に該当する者とする。

(指定公共交通事業者)

第5条 指定公共交通事業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運行経路の市内道路に停留所を設置しているバス事業者
- (2) 市内に営業所を置くタクシー事業者
- (3) 市からデマンド交通の運行を受託している事業者

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、世帯員が2人以上の世帯にあつては50万円、世帯員が1人の世帯にあつては30万円とする。

- 2 交付申請日の属する年度の4月1日において年齢が12歳以下の者（同居する者に限る。）を養育しているときは、当該12歳以下の者1人につき、15万円を前項に定める額に加算する。ただし、加算の対象となる12歳以下の者は、3人を上限とする。

(支援金の交付申請)

第7条 申請者は、富里市公共交通確保維持支援金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 就業証明書（別記第2号様式）
- (2) 写真付き身分証明書その他の掲示により本人確認できる書類の写し
- (3) 世帯員全員分の移住先の住民票の写し（申請日前3月以内のものに限る。）
- (4) 世帯員全員分の戸籍の附票の写しその他の移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類（申請日前3月以内のものに限る。）
- (5) 富里市の市税完納証明書及び移住元の市区町村における市区町村税完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する交付申請の期間は、交付申請日の属する年度の1月31日までとする。

(支援金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定により提出された書類を審査の上、これを適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、富里市公共交通確保維持支援金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(支援金の交付請求等)

第9条 支援金の交付決定の通知を受けた者が、支援金の交付を請求しようと

するときは、当該通知を受けた日から30日を経過した日までに、富里市公共交通確保維持支援金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、速やかに支援金を交付するものとする。

（支援金の交付決定の取消し等）

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるとおり交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、指定公共交通事業者の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 全部の取消し
- (2) 交付申請日から3年未満で支援金の要件を満たす職を辞した場合 全部の取消し
- (3) 交付申請日から3年未満で富里市から転出した場合 全部の取消し
- (4) 交付申請日から3年以上5年未満で支援金の要件を満たす職を辞した場合 一部（交付申請額の半額相当分）の取消し
- (5) 交付申請日から3年以上5年未満で富里市から転出した場合 一部（交付申請額の半額相当分）の取消し
- (6) 次条に規定する報告に応じない場合 全部の取消し
- (7) その他この要綱の規定に違反したとき 全部又は一部（市長が定める額分）の取消し

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、富里市公共交通確保維持支援金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により当該取消しに係る申請者に通知するものとする。

- 3 前項の場合において、市長は、支援金の交付決定の取消しに係る部分に関し、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 4 前項の規定により返還を命ぜられた申請者は、規則第22条第1項に定める加算金を市に納付しなければならない。

（報告及び調査）

第11条 市長は、申請者が第3条に規定する要件を満たしているか、又は前条第1項各号のいずれにも該当していないか確認するため必要があると認める場合は、当該申請者に対して報告を求め、又は事業所等に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(令和6年度の特例)

3 第3条第1項第2号アの規定の令和6年度における適用については、同号ア中「第6条の規定による申請をした日の属する年度の前年度の11月1日からその翌年の10月31日まで」とあるのは「令和6年4月1日から同年10月31日まで」とする。